

第1 甲の罪責

1. まず、甲が丙から100万円の小切手を受領したことにつき、受託収賄罪(刑法(以下、略)197条1項)が成立しないか。

「職務に関し」とは、職務行為自体のほか、職務と密接な関連を有する行為を含む。本件で、甲はA警察署に勤務する「公務員」であり、B警察署とA警察署は異なる署であるが、都道府県警察の警察官は管轄区域内において職務を執行する(警察法64条)ことから、B警察署が捜査している名誉毀損罪等と甲の犯罪捜査についての一般的職務とは密接に関連する。このことから、上記小切手は、甲の職務に関する対価としての側面がある。

また、甲は丙から捜査を進展さすように「請託」を受け、100万円の小切手を「收受」している。このことから、同罪の構成要件を充足する。

そして、甲は、職務に関して100万円の小切手を受け取っていることを認識しているから、故意が認められる。

したがって、同罪が成立する。

2. 次に、甲が丙に対して「少し動いてみます」と言って100万円の小切手を受け取ったことにつき、詐欺罪(246条1項)が成立しないか。

詐欺の構成要件は、欺罔行為及び交付行為であるところ、甲は丙のために全く動くつもりがなく、報酬目当てで相当額の金員を得られると期待し、捜査の進展に努める旨を主張し、丙を錯誤に陥らせていることから、甲の欺罔行為がある。また、丙は、甲の欺罔行為に基づき100万円の小切手を交付していることから、丙の交付行為も存在する。

そして、甲は、丙のために動くつもりがなかったことから、詐欺罪の故意が認められる。

したがって、同罪が成立する。

3. 次に、甲が丙をゆすり、100万円を送付させたことにつき、恐喝罪(249条1項)が成立しないか。

「恐喝」とは、相手方の反抗を抑圧するに至らない程度の暴行脅迫を指し、甲は丙に対して丙の乙に対する贈賄につき逮捕を免れるために100万円を送付するよう命じているところ、丙は逮捕につき恐怖を感じているものの、反抗が抑圧され自由な判断ができない状況に陥っていない。また、害悪の内容が適法なものであっても、相手方が畏怖する可能性がある以上、それを持って正当化することはできないことから、甲の行為は「恐喝」にあたる。

また、甲の恐喝行為に基づき、丙は現金100万円を「交付」している。

そして、甲は丙に対して金銭をゆする目的で上記行為に及んでいることから、故意が認められる。

したがって、甲に同罪が成立する。

## 第2 乙の罪責

1. 乙が丙から10万円の供応を受けたことにつき、収賄罪(197条1項)が成立しないか。

乙は、賄賂收受時にC市教育委員会職員として公務員の地位にあるが、B警察署での職務と、收受時の職務は一般的職務権限が異なることから、「公務員」といえるのかが問題となる。この点、事後収賄罪(197条の3第2項)が「公務員であった者」と規定していることから、一般的職務権限を異にする公務員であっても197条1項の「公務員」に含まれると解する。このことから、乙は、「公務員」である。

また、過去の職務であっても、公務員の転職が日常頻繁であること及び職務の公正とそれに対する社会の信頼を保護する収賄罪の保護法益を踏まえると、「職務に関し」にあたる。本件では、乙は警察を離れていることから、勤務先が変わっているが、丙は過去に告訴状の件でお世話になったお礼として、10万円分を供応している。このことから、当該供応費は、過去の職務に関する対価としての側面がある。

乙は10万円分の供応を受けていることから、「收受」したといえる。

そして、乙は過去の職務に関し供応を受けていることを認識していることから、故意が認められる。

したがって、乙に同罪が成立する。

## 第3 丙の罪責

1. まず、丙が甲に前述の経緯で100万円の小切手を渡したことにつき、197条1項後段に規定する賄賂を供与したとして、贈賄罪(198条)が成立する。
2. 次に、丙が乙に前述の経緯で10万円分を供応したことにつき、197条1項前段に規定する賄賂を供与したとして、贈賄罪が成立する。

## 第3 罪数について

1. 甲は受託収賄罪、詐欺罪、恐喝罪が成立し、受託収賄罪及び詐欺罪が観念的競合となり、これと恐喝罪が併合罪となる。
2. 乙は単純収賄罪が成立する。
3. 丙は贈賄罪及び贈賄罪が成立し、これらは併合罪となる。

以上